

八代市地域生活支援拠点等事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3に定める地域生活支援拠点又は面的な体制を整備する事業（以下「地域生活支援拠点等事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 地域生活支援拠点等事業の実施主体は、八代市（以下「市」という。）とする。

(対象者及び事業内容等)

第3条 地域生活支援拠点等事業の内容は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障がい者」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児及びその家族（以下これらを「障がい者等」という。）の高齢化、重度化及び親亡き後の生活を見据え、障がい者等の地域生活を支援するため、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める機能を整備し、及びその充実を図るものとする。

- (1) 相談機能 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応機能 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制の確保及び緊急時の受入れ、医療機関への連絡等必要な支援を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供の機能 地域移行支援及び親元からの自立等に当たり、共同生活援助等障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会又は場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成の機能 医療的ケアが必要な障がい者、行動障害を有する障がい者及び高齢化に伴い重度化した障がい者に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくりの機能 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 市は、地域生活支援拠点等事業として前項各号に規定する機能の全部又は一部を地域において担う事業（以下「拠点事業」という。）を実施する事業所を地域生活支援拠点等事業所（以下「拠点事業所」という。）として登録し、及び登録を促進することにより、各機能の充実を図るものとする。

(拠点事業所の登録)

第4条 拠点事業所として市に登録しようとする事業者は、事前に市と協議を行うとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程において、当該事業所を拠点事業を実施する事業所として規定し、八代市地域生活支援拠点等事業実施届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）により市長に届け出なければならない。

2 前項の事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。この場合において、事業者は、該当する旨を証する書面の写しを提出しなければならない。

(1) 障害者総合支援法第36条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定又は当該事業所が障害者総合支援法第38条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定を受けていること。

(2) 児童福祉法第21条の5の15第1項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定又は当該事業所が同法第24条の9第1項の規定に基づく指定障害児入所施設の指定を受けていること。

(3) 障害者総合支援法第51条の20第1項の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定又は児童福祉法第24条の28第1項の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

4 前項の規定による登録の可否について、市長は、当該登録を受けた事業者に対し、八代市地域生活支援拠点等事業所登録（不登録）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定により登録を決定したときは、当該拠点事業所の法人名、事業所名、事業所の所在地及び連絡先、担う機能、事業内容等を公表するものとする。

（拠点事業実施に伴う加算）

第5条 前条第3項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、拠点事業を実施したときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）及び児童福祉法

に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）に基づく加算を算定することができる。

2 前項の規定により加算を算定した登録事業者は、実施した拠点事業の内容の記録等を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。

（変更等）

第6条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、届出書により市長に届け出なければならない。

（廃止等）

第7条 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときはその1月前までに、拠点事業を再開したときは再開後10日以内に、届出書により市長に届け出なければならない。

（拠点事業所の登録の取消し）

第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

（1）拠点事業所が登録要件に適合しなくなったと認められるとき。

（2）虚偽の届出により登録を受けたとき。

（3）その他拠点事業所として不相当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録事業者に八代市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（調査等）

第9条 市長は、登録事業者に対し、必要に応じて、拠点事業の運営状況に係る調査を行い、又は報告を求めることができる。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、拠点事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、健康福祉部長専決の日から施行する。

附 則（令和6年7月29日健康福祉部長専決）

この要領は、令和6年8月1日から施行する。